平成26年労第237号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によると、昭和〇年〇月から平成〇年〇月まで、主に左官、土工、石工等として、コンクリート打設や墓石解体等の作業に従事し、そのうち、昭和〇年〇月から平成〇年〇月までの間においてはバイブレーター、ピック、サンダー等の振動工具を使用しての騒音作業に従事していたとし、その間における騒音総ばく露時間は特別加入期間を含めると9,978時間になるとしている。なお、請求人は、昭和〇年〇月から昭和〇年〇月まで及び平成〇年〇月から平成〇年〇月までの間は、A石材という商号で石材業を営んでいた。以上の期間のうち、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までは、B県C市所在のD建設業一人親方組合を通じて労災保険に特別加入していた。

請求人によると、昭和〇年頃に同僚から耳の聞こえの悪さを指摘され、また、平成〇年頃から常時耳鳴を自覚していたところ、平成〇年〇月〇日にE耳鼻咽喉科で聴力検査を受け「左騒音性難聴、耳鳴」(以下「本件疾病」という。)と診断された。

請求人は、本件疾病は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審查資料

(略)

- 第6 事実の認定及び判断
 - 1 当審査会の事実の認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人らは、請求人は、業務において長年バイブレーター、サンダー、ピック、草刈り機等の騒音工具を使用したことにより、騒音性難聴及び耳鳴にり患した旨主張している。
- (2) この点、決定書理由第2の2の(2) のイに説示するとおり、請求人がこれらの騒音工具を用いて作業を行っていたことは事実であると認められる。そこで、請求人の難聴と耳鳴について、医証をみると、次のとおりである。
 - ア F医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、聴力検査の結果に基づき、左耳は騒音ばく露による難聴・耳鳴である可能性があり、右耳については騒音性か否かははっきりしないと述べ、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書においては、要旨、心因性や加齢による難聴は考えにくいと述べている。
 - イ これに対して、監督署長の受診命令により請求人を診察したG医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、聴力検査の結果から、聴力は年齢を考慮すると年齢相応の範囲内であるが、耳鳴については業務との関連性は否定できない旨の所見を述べている。

- ウ 次に、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師及びG医師による各聴力検査結果から、騒音性難聴はなく、耳鳴については騒音の影響は否定できないとの所見を述べている。そして、自記オージオメーター検査においては、純音聴力データと左耳はかけ離れており信頼性に乏しい旨の意見を述べている。
- (3) 当審査会では、以上の医証について、「判断の要件」に照らして精査したが、聴力検査の結果から騒音性難聴ではないとするH医師の所見は妥当性が高いと判断できるものである。この点、決定書理由第2の2の(2)の力に説示するとおり、H医師及び審査官共に、請求人との会話や同人からの聴取の際、難聴を感じさせることはなかったと述べていることからも、裏づけられる見解であると判断できるものである。さらに、請求人が本件疾病と診断を受けたE耳鼻咽喉科の受診の約1年4か月前(平成○年○月○日)に難聴を訴えて受診した Iクリニックにおいて、検査結果の矛盾を指摘され、「詐聴」を請求人が認めて労災申請を取下げたという事実があることに鑑みると、請求人において明らかな難聴があるとは考えにくい。なお、請求人には耳鳴があることは認められるが、耳鳴が業務上と認められるのは騒音性難聴に伴う場合であり、請求人については、騒音性難聴があるとは認められないので、耳鳴を業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、請求人の本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。